

## 事務事業見直し方針

令和 6 年5月20日

### <背景と目的>

わが国が、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える中、本市においても、扶助費を中心とした義務的経費の増加とともに、老朽化が進む多くの公共施設で、大規模改修や建て替え等が必要となることから、今後の財政運営は厳しくなっていくことが予測される。

こうした状況下においても、本市が「選ばれる都市」「持続可能な都市」であり続けるためには、限りある財源を選択と集中の視点で配分し、効果的かつ効率的な財政運営を進めることがより一層重要となる。このことから、我々職員一人ひとりが、高いコスト意識を持ち、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、事務事業の見直しに取り組む必要がある。

本市では、平成 21 年度に「事務事業見直しメルクマール」を策定し、同年度から 22 年度にかけて事務事業総点検を実施した。これ以降は、各局等が主体となって、継続的な事務事業見直しに取り組むことにより、本市は現在まで健全な財政状況を維持してきたところである。

しかしながら、冒頭のとおり、本市の財政運営が今後厳しくなることが見込まれる中、将来にわたって必要な市民サービスを維持し、かつ、的確に実施するためには、各職員が事務事業見直しに積極的に取り組むことによって、財源を捻出していかなければならない。

こうしたことから、これらの一層の推進を図ることを目的として、昨今のデジタル技術の進展や公民連携による取組の推進等を踏まえ、事務事業見直しメルクマールの補完的基準を定めた、「事務事業見直し方針」を策定した。

本方針は、事務事業見直しの検討に当たっての着眼点と方向性を示したものであり、今後は、本方針に沿って、各局等において、主体的に事務事業見直しに取り組まなければならない。

なお、事務事業の見直しにより市民生活に多大な影響を与えることが想定される場合は、各局等において、外部の視点を取り入れるとともに、市民の皆様にご理解いただけるような丁寧なプロセスを経た上で、見直しを進めるよう努める。

### 1 事務事業の見直し

必要な市民サービスを維持し、かつ、的確に実施するためには、効果的で効率的な財政運営を推進し、最小の経費で最大の効果を上げる必要があることから、全ての事務事業に対し、その効果を最大限高められるよう必要な見直しを行うこと。

なお、事務事業の見直しに当たっては、各事業について、「必要性」「有効性」「効率性」「デジタルトランスフォーメーション(DX)推進」「公民連携の推進」の5項目について検討を行うこと。

上記項目の検討に係る着眼点と見直しの方向性は、以下のとおりであり、各局等におかれでは、本方針に沿って事務事業見直しに取り組むこと。

## (1) 必要性の検討

### ア 事業の目的が失われていないか

デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の 5 類移行、社会経済情勢や市民ニーズの変化に伴い、事業の目的が失われているもの、又は目的を達成するための代替手段が存在するもの、若しくは既に目的が達成されている事務事業は、廃止を前提とした見直しを行うこと。

また、慣例的、前例踏襲的に行っている事業についても、事業目的を再度確認し、その内容や実施手法等、必要な見直しを行うこと。

### イ 緊急性、優先度等が低下し、必要性が薄れていないか

対象者や事業量の減少等によって、事業の緊急性・優先度が低下し、その必要性が薄れていないか確認を行い、これらが低下していると認められる場合は、実施手法の見直しや実施回数の精査等、事業の縮小・廃止の見直しを行うこと。

### ウ 市が実施すべき事業であるか

収益性や公共性の観点等から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業であるか確認すること。民間で実施可能な場合は、事業の廃止を前提とした見直しを行うこと。

また、事業を廃止・縮小した場合、市民生活やまちづくりに大きな影響を及ぼすものでないか確認し、影響を与えない場合は、廃止を前提とした見直しを行うこと。

### エ 国・県・他市と比較して、適切な行政サービス水準であるか

事業の行政サービス水準が、国・県・他市と比較して適切な水準であるか確認し、過度な水準となっている場合は、事業目的や内容を再度検討し、必要な見直しを行うこと。また、国・県の補助水準に上乗せや対象者の拡大等を実施している事業は、その必要性や妥当性を検討し、縮小や廃止の見直しを行うこと。

## (2) 有効性の検討

### ア 検証可能な数値目標等が設定されているか

PDCA サイクルに基づく事業評価を行い、評価が低い場合は、事業間で優先順位をつながら内容や実施手法等、必要な見直しを行うこと。

### イ 費用対効果の検証が行われているか

決算額との比較を行い、執行率や費用対効果の検証を行い、当該効果等が低い事業は、内容の見直しや経費精査を図る等、事業の縮小・廃止の見直しを行うこと。

## (3) 効率性の検討

### ア 類似事業が存在しているか

市内部はもとより、国や県、民間事業者等に類似事業がないか、再度確認の上、類似事業がある場合には事業の統合や廃止等の必要な見直しを行うこと。

### イ 事業の平準化が行われているか

平準化が図られていない場合、安全面を考慮しつつ、設備更新や修繕優先度を精査し、事

業計画を見直すこと。

ウ 現在の手法の見直しが行われているか

現在の事務処理手順に無駄がないか、改善できる余地が無いか、コスト削減や質の向上の面から他市や他区と比較を行い、全区で実施手法を統一する等の見直しを行うこと。

エ 内部管理経費に関する見直しが行われているか

内部事務、経費の必要性を改めて精査し、必要性が低いものは縮小、廃止等の見直しを行うこと。

また、内部管理事務経費や施設の維持管理経費等については、最低限必要なものを除き、事務事業の計画的な執行等により削減すること。

(4) デジタルトランスフォーメーション(DX)推進の検討

ア DX推進に資する見直しが行われているか

事務事業の廃止、縮小だけでなく、市民サービスの向上、業務効率化の観点から、窓口手続のオンライン化、デジタルデバイドの解消、データの利活用等、DX推進に資する要素があるか、確認・検討を行うこと。

なお、DX推進の検討に当たっては、デジタル改革推進部が別途作成している、「DX推進に向けた当面の重点事項」や「業務改善に向けたデジタル活用等について」を踏まえ、見直しを行うこと。

イ DX推進の障害を把握しているか

アナログ規制等のDX推進の障害がある場合、デジタル改革推進部と連携及び相談体制を活用しながら、DX推進を妨げる障害を特定し、当該障害を克服する手段がないか検討すること。

ウ 内部管理事務等でデジタルを活用しているか

事務負担軽減や業務効率化に向けて、デジタルツールを活用した事務手順の見直しや、業務フローを再構築する視点で、無駄や重複がないか、省略可能な手順がないか検討し、より効率的な業務手順を構築すること。

また、デジタルツールを活用することで、職員の時間外勤務時間の縮減やワーク・ライフ・バランスの充実に関する取組を推進し、職員一人ひとりの生産性を向上させること。

エ ペーパーレス化を推進しているか

令和7年度の原則ペーパーレス化を達成するため、事業全般のペーパーレス化を推進し、印刷しているものについては、その必要性を改めて検討し、会議資料についても、モニターや共通フォルダを利用する等の見直しを行うこと。

また、郵送物についても、メール等に代替することを検討すること。

(5) 公民連携の推進の検討

ア 民間事業者等のノウハウを活用しているか

行政の資源やノウハウ等が限られる中で、公共サービスに対する市民ニーズに的確かつ持続的に応えていくために、**事業の課題を明確にし、課題の解決に民間事業者等のノウハウ等の活用が有効と見込まれる場合には、民間事業者等の力を最大限に活用することを検討すること。**

また、既存の取組にとらわれず、民間事業者のビジネス活動を市民のためにどのように役立て、地域課題の解決にどう繋げていくかとの視点に立ち、民間事業者等と連携して公共サービスを提供する公民連携の取組を積極的に検討していくこと。

## 2 歳入の確保の検討

上記1のとおり、各職員が事務事業見直しに積極的に取り組むとともに、**当該事業の財源にも着目し、以下の着眼点に沿ってあらゆる歳入の確保を検討すること。**

### (1) 積極的な財源確保に努めているか

積極的に財源を確保するため、ネーミングライツの検討、資産の利活用の推進、国・県補助金の活用、債権回収の強化による債権管理の適正化等に努めること。

### (2) 使用料・手数料等の受益者負担の適正化の検討

使用料や手数料等については、**受益者負担**の原則に従い、負担水準の検証を行い、受益者負担の更なる適正化に取り組むこと。

なお、類似・同種の施設において、特段の理由がないにも関わらず、料金水準に差がある場合は、統一できるよう見直しを行うこと。

加えて、**使用料等の減免**についても、類似・同種の施設において、特段の理由がないにも関わらず、減免水準に差がある場合には、見直しを検討すること。